

財形定期預金（積立式）規定（「ご契約の証」不発行扱い）

1. 反社会的勢力との取引拒絶

この預金口座は、第8条第5項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第8条第5項各号のいずれにも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

2. 預入れの方法等

- (1) この預金は、3年以上の期間にわたって、年1回以上一定の時期に事業主が預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付金支払機関、または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金の預入れは1口1円以上とします。
- (4) この預金については、通帳の発行にかえ、預入れの残高を年1回以上書面により通知します。

3. 預金の種類、期間等

この預金は、各預入または継続の都度あらかじめ指定をうけた次のいずれかの定期預金としてお預りします。

- ① 預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする1口の期日指定定期預金。（以下「期日指定定期預金」といいます。）
- ② 預入日の5年後の応当日を満期日とする1口の自由金利型定期預金（M型）。（以下「自由金利型5年定期預金（M型）」といいます。）

4. 自動継続等

- (1) この預金は、最長預入期限または満期日に、その元利金の合計額および最長預入期限または満期日に新たな預入れがある場合はこれを合算した金額をもって、あらかじめ指定をうけた種類の定期預金に自動的に継続します。この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。
- (2) 第1項の継続にあたり、最長預入期限または満期日を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて1口の定期預金に自動的に継続します。
- (3) 継続された預金についても第1項および第2項と同様とします。
- (4) 継続を停止するときは、最長預入期限または満期日（継続をしたときはその最長預入期限または満期日）までにその旨を申出てください。

5. 預金の支払時期等

- (1) 期日指定定期預金は、継続停止の申出があった場合に、次に定める満期日以後に支払います。
 - ① 満期日は、この預金の全部または一部について据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその1か月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定める場合には、1万円以上の金額で指定してください。
 - ② 前①による満期日の指定がない場合は、最長預入

期限を満期日とします。

- ③ ①により指定された満期日から1か経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

- (2) 自由金利型5年定期預金（M型）は、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

6. 利息

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預入金額ごとにその預入日から最長預入期限（解約するときは満期日）の前日までの日数について、預入日現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - A 1年以上2年未満
当行所定の「2年未満」の利率
 - B 2年以上
当行所定の「2年以上」の利率
（以下「2年以上利率」といいます。）
 - ② 預入金額ごとの預金が自由金利型5年定期預金（M型）の場合
預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日における当行所定の利率によって6か月複利の方法により計算します。
- (2) 第1項①の預金の全部または一部について満期日を指定した場合の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）および第1項②の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 継続された預金についても第1項および第2項と同様の方法によります。
- (4) この預金を第8条第1項により満期日前に解約する場合および第8条第5項の規定により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 預入金額ごとの預金が期日指定定期預金の場合
預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。
 - A 6か月未満
解約日における普通預金の利率
 - B 6か月以上1年未満
2年以上利率×40%
 - C 1年以上1年6か月未満
2年以上利率×50%

財形定期預金（積立式）規定（「ご契約の証」不発行扱い）

- D 1年6か月以上2年未満
2年以上利率×60%
- E 2年以上2年6か月未満
2年以上利率×70%
- F 2年6か月以上3年未満
2年以上利率×90%

② 預入金額ごとの預金が自由金利型5年定期預金（M型）の場合

預入金額ごとに預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算します。

- A 6か月未満
解約日における普通預金の利率
- B 6か月以上1年未満
この預金の預入日における「預入期間6か月の店頭表示利率」×60%
- C 1年以上2年未満
この預金の預入日における「預入期間1年の店頭表示利率」×70%
- D 2年以上3年未満
この預金の預入日における「預入期間2年の店頭表示利率」×80%
- E 3年以上4年未満
この預金の預入日における「預入期間3年の店頭表示利率」×90%
- F 4年以上5年未満
この預金の預入日における「預入期間4年の店頭表示利率」×90%

(5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

7. 取引等の制限

- (1) 預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、払戻し等の預金取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届出するものとします。当該預金者が当行に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、次の取引について制限を行うことができます。
 - ① 不相当に多額または頻繁と認められる現金での入出金取引
 - ② 外国送金、外貨預金、両替取引、貿易取引等外為

取引全般

- ③ 当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のリスクが高いと判断した個別の取引
- (4) 第1項から第3項に定めるいずれの取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが解消されたと認められる場合、当行は速やかに前3項の取引等の制限を解除します。

8. 預金の解約、書替継続

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。この預金を解約（期日指定定期預金の一部解約を含みます。）または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、当行に提出してください。
- (2) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円以上千円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。ただし、解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
 - ① 期日指定定期預金の場合
預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日までの日数が多いものから解約します。
 - ② 自由金利型5年定期預金（M型）の場合
預入日（継続をしたときはその継続日）から解約日までの日数が少ないものから解約します。
- (3) 第2項の順序で最後に解約することとなった預金は自由金利型5年定期預金（M型）の場合は、その預金は全額解約します。また、その預金が期日指定定期預金の場合は、次により解約します。
 - ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金全額。
 - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額。
 - A その預金にかかる払戻請求額が1万円未満の場合は、1万円。
 - B その預金にかかる払戻請求額が1万円以上の場合は、その払戻請求額。
- (4) 次の各号の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によ

財形定期預金（積立式）規定（「ご契約の証」不発行扱い）

らずに開設されたことが明らかになった場合

- ②この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合
 - ③この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
 - ④法令で定める本人確認等における確認事項、および第7条第1項で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料が偽りである場合
 - ⑤この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座の解約が必要と判断した場合
 - ⑥預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間この預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても連絡が不能である場合
 - ⑦前①から⑥の疑いがあるにも関わらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合
- (5) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ①預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - ②預金者が、自らまたは第三者を利用して次のい

れか一にでも該当する行為をした場合

- A 暴力的な要求行為
- B 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E その他AからDに準ずる行為

9. 届出事項の変更等

- (1) 印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときには、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いは、当行所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

10. 成年後見人等の届出

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、第1項および第2項と同様に届出てください。
- (4) 第1項から第3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。
- (5) 第1項から第4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

11. 印鑑照合

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

12. 譲渡、質入れの禁止

- (1) この預金は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

13. 保険事故発生時における預金者からの相殺

- (1) 当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、この預金は、その満期日が未到来であっても、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、

財形定期預金（積立式）規定（「ご契約の証」不発行扱い）

当該相殺額について期限が到来したものとして相殺することができるものとします。

なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

(2) 第1項により相殺する場合には、次の手続によるものとします。

- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前①の充當の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充當いたします。
- ③ ①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

(3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。

- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は約定利率を適用するものとします。なお、満期日以後の期間は当行の計算実行時の普通預金利率を適用します。
- ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することによる損害金等は支払いを要しないものとします。

(4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。

(5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

14. 規定の変更

(1) この規定の各事項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上